

# 令和7年第7回 経済建設委員会会議録

令和7年12月5日

第2委員会室

開 会： 午前9時59分

委員長 服部 紀史

副委員長 後藤 康司

2番委員 秋山 佳寛、3番委員 伊藤 勝彦、4番委員 佐々木 透、5番委員 千藤 安雄

委員長 ; 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和7年第7回経済建設委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る11月27日の本会議において、当委員会に付託された議案の審議であります。議事の進行は次第書の順序で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに柘植議長御挨拶をお願いいたします。

議長 ; 皆さんおはようございます。今週初めのぼかぼか陽気から一昨日ぐらいから打って変わって大変寒い気候となりました。考えてみれば、もう12月ですのでおかしいというわけではございませんけど、最近は暖かい冬が続いておりまして、今年は少し寒くなるかもしれないなということも思っております。

今週末に、ウィメンズラリーのイベント、今年、最後の大きなイベントになるのかな、と思います。

今年は私もいろいろなイベントに参加させていただきましたけど、どのイベントに行ってもすごいぎわいで、この間も議長就任ということで方々の市町村回りまして、ところどころで恵那すごく元気で活発にやってみえますよね、なんていうことを、言葉を少しお世辞を含めてでも、そう言っていただけるということは大変、職員の方も皆さん大変頑張ってくださいしておりますし、これからもそういったまちづくりが進められればいいかなというふうに思います。

今日は第7回の経済建設委員会、結構審議件数も多いようですので活発かつ慎重な審議をよろしくお願いをいたします。以上です。

委員長 ; ありがとうございました。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

発言及び反問につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって簡潔に質疑・答弁をされますようお願いいたします。

---

委員長 ; 初めに、「議第91号 恵那市公の施設に係る使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

4番委員。

4番委員 ; はい。お願いします。昨日も質問で触れられていましたが、今回のこの改正も物価高騰によるというようなことで、私もこれ当然のことだと思っておりますが、今後いろいろな社会情勢等も含めて何らかの状況により、それぞれの施設の改正とか、やっぱりこれはもう少し上げなければいけないとか、そういうことも考えられるのかお聞きいたします。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 見直しについては、行財政改革の使用料見直しの指針に基づき、3年に1度となっておりますので、今回見直しを行い3年後にまた見直すということになります。その際には物価高騰、社会情勢を加味して1.5倍とか設定しながら、検討してまいりたいと考えております。以上です。

委員長 ; ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第91号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第91号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第94号 恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第94号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第94号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第125号 指定管理者の指定について(岩村まち並みふれあいの館)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第125号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第125号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第126号 指定管理者の指定について(ヘルシーハウス山岡)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第126号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第126号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第127号 指定管理者の指定について（日本大正村資料館ほか7施設）を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第127号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第127号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第128号 指定管理者の指定について（くしはら温泉ささゆりの湯ほか3施設）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第128号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第128号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第129号 指定管理者の指定について（山岡特産品展示施設）」を議題  
といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第129号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第129号」は原案のとおり、可決すべきものと  
決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第130号 指定管理者の指定について（大正村コテージこもれび）」を  
議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第130号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第130号」は原案のとおり、可決すべきものと  
決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第131号 指定管理者の指定について（道の駅そばの郷らっせいみさと）」  
を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第131号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第131号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第132号 指定管理者の指定について(道の駅おばあちゃん市・山岡)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第132号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第132号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第133号 指定管理者の指定について(不動の滝農産物直売所)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第133号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第133号」は原案のとおり、可決すべきものと

決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第134号 指定管理者の指定について（奥矢作レクリエーションセンター）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第134号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第134号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第135号 指定管理者の指定について（タウンプラザ恵那）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第135号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第135号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第136号 指定管理者の指定について（明智駅前プラザ）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第136号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第136号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第137号 指定管理者の指定について(恵那市根の上高原国民休養地)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第137号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第137号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第138号 指定管理者の指定について(恵那市田園空間ビジターセンター)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第138号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第138号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第139号 指定管理者の指定について（恵那市南部農業者トレーニングセンター）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第139号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第139号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第140号 指定管理者の指定について（山岡やすらぎの里）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第140号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第140号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第141号 指定管理者の指定について（山岡花・野菜苗育苗施設）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第141号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第141号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第142号 指定管理者の指定について(明智農林水産物処理加工施設おんさい工房)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第142号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第142号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第143号 指定管理者の指定について(しでこぶしの里 悠楽館)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第143号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第143号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第144号 指定管理者の指定について(山岡森林伝統文化体験交流施設ほか2施設)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第144号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第144号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第145号 指定管理者の指定について(恵那駅西駐車場(自動車)ほか2施設)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第145号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第145号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第146号 指定管理者の指定について(ふれあいエコプラザ)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第146号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第146号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第150号 令和7年度恵那市一般会計補正予算(第6号)(歳入歳出所管部分)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

4番委員。

4番委員 ; はい、お願いします。

予算資料の19ページ。じん芥処理施設維持管理経費であります。これに脱臭炉のバーナーの更新というようなことで5,900万円あるんですけど、この更新っていうのは、その更新時期が定められているものなのか、どれぐらいの範囲で更新されるのかということと、部品の取り替えさらには修繕費これも、どれぐらいの範囲で、このような金額っていうか修理がいるのかちょっとお聞きいたします。

委員長 ; エコセンター恵那所長。

エコセンター恵那所長 ; はい。お答えします。バーナー、各施設についての定期修繕については、個々にそれぞれ更新時期が定められておりますが、現時点でちょっと申し訳ございません。

手持ちの資料で細かく年数等はお答えできませんけども、今回の修繕に当たりましては、定期的に計画的に修繕を行っているものとは別に、新たに想像以上に損傷が激しく、処理工程の停止を招くことを防ぐために、緊急的に修繕するものでございます。以上です。

委員長 ; ほかにありますか。

4番委員

4番委員 ; 20ページの商工費であります。商工費の起業・恵那ブランド育成事業費の小口融資信用保証料給付金の件で、小口融資については恐らく限度額が定められていると

はと思いますが、それに対するこの給付金の不足というのはどういう現象だったのかということと、今年度のこれまでの融資実績もお伺いをさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

委員長 ; 商工課長

商工課長 ; この制度は、市内の中小企業の皆様の事業資金を支援するという制度で、借りていただいた保証料の分を市が面倒を見るという制度です。毎年ここ数年の実績を当初予算に計上し、不足したら補正予算で対応するというやり方をしています。当初から大きな金額を当初予算に計上をしておりません。今年度は当初予算に 250 万円ほど計上しまして、今回 350 万円補正するという内容になっています。  
現在 17 件の実績がありますので、今後 20 件くらいの分を見込んで今回の補正予算を計上したという内容になっています。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

4 番委員

4 番委員 ; ちょっと関連ですが、これ限度額というのは一応あるんですよね。それに対してのこの給付金。これは当初の中で限度額に対するあれが計上されていたのではないかと思ったのですが。

委員長 ; 商工課長。

商工課長 ; 個々の保証に対する限度額はありますが、借りる金額とか返済期間などそれによって限度額の内容が違ってございまして、当初では件数が見込めないということで、このようなやり方をしています。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 150 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 150 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第 153 号 令和 7 年度恵那市水道事業会計補正予算 (第 2 号)」を議題

といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第153号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第153号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第154号 令和7年度恵那市下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第154号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第154号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了いたしました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和7年第7回経済建設委員会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。

午前 10 時 25 分閉会

---

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 経済建設委員長 服部 紀史